

資源物の持ち去り禁止

本市では八王子市議会平成 22 年第 3 回定例会において、資源物の持ち去りを禁止し、禁止命令違反に対し氏名公表や 20 万円以下の罰金を科することができるよう、条例の一部を改正しました。

【条例改正の概要】

資源物の持ち去りが禁止されました

平成 22 年 10 月 1 日から、市が回収するために各戸の敷地や集積所に出された資源物（びん、缶、新聞、雑誌・雑紙、紙パック、ダンボール、古布、ペットボトル）を持ち去ることはできません。

持ち去りを行わないように命令することができます
条例により、資源物の持ち去りを行う者に対して、市長は持ち去りを行わないよう命令（禁止命令）することができます。

禁止命令に従わない場合には、氏名公表や罰金が科されることがあります

持ち去りの禁止命令を出したにもかかわらず、その禁止命令に従わない場合、違反者の氏名等を公表したり、違反者に 20 万円以下の罰金が科されることがあります（罰金を科する規定は平成 23 年 1 月 1 日から適用）。



持ち去り禁止！！

【お問い合わせ】八王子市資源循環部ごみ減量対策課

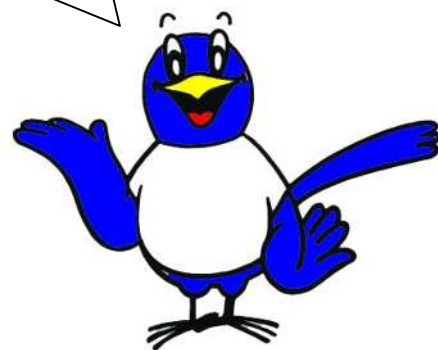
電話 042 - 620 - 7256 ファックス 042 - 626 - 4506

資源物の持ち去り行為をなくすために、 市民の皆さんのご協力をお願いします。

1 持ち去り情報の提供

持ち去り行為を発見した場合には、日時、場所、持ち去られた資源物の種類、車両番号や持ち去った者の特徴などをお知らせください。

市職員による
パトロールを
強化しています。



2 持ち去り行為者に対して

資源物の持ち去り行為者に対して、直接注意したり、車両等を制止させたりする行為は、トラブルや危険を伴う場合があるのでおやめください。

3 資源物の排出時間

回収日の前日に資源物が出されている場合、持ち去り者のターゲットとなる場合があります。また、古紙などの紙類は燃えやすいことから、放火等の原因ともなります。資源物は、回収日当日の朝 8 時 30 分までに出すよう、ご協力をお願いします。